

## 受動喫煙防止対策に関する今後の取組みについて

### I 今後の取組み方針（平成 29 年度）（＝第 5 回委員会で承認済み）

- 平成 27 年度中に医療機関（病院）における敷地内禁煙（事情がある場合は建物内禁煙）の実施率 100%となるよう目標年度（平成 29 年度）を前倒して取組みを進めてきたが、平成 28 年度中においても未達成の状況にあった。  
平成 29 年度中に実施率 100%となるよう取り組む。
- 平成 28 年度中に公共性の高い施設における敷地内禁煙又は建物内禁煙（事情がある場合は完全分煙）の実施率 100%となるよう目標年度（平成 29 年度）を前倒して取組みを進めてきたが、未達成の状況にあった。  
平成 29 年度中に実施率 100%となるよう取り組む。
- 不特定多数の者が利用する施設（飲食店、宿泊施設等）における「やまがた受動喫煙防止宣言」の提出数の拡大を図るとともに、今年度実施する受動喫煙防止対策実施状況調査（アンケート調査）の結果を踏まえて、今後の取組みを検討する。

### II 今後の対応（案）

中期目標年度での達成に向け、資料 3 のとおり緊急対策（案）を実施する

#### 1 施設種類別の対応

##### （1）医療機関（病院）【敷地内禁煙】

<資料 3（緊急対策）に記載>

##### （2）公共性の高い施設【敷地内禁煙又は建物内禁煙】

<資料 3（緊急対策）に記載>

・今年度末時点で未達成の市町村管理施設（事務組合の施設含む）を公表する方針とし、その内容を市町村に通知する。

##### （3）不特定多数の者が利用する施設【建物内禁煙、完全分煙、その他、空間分煙など実効性のある対策】

- ・関係団体と連携して宣言の提出促進を図り、より多くの施設から宣言をしてもらうことで受動喫煙防止への理解を深め、対策実施につなげていく。
- ・今年度実施する受動喫煙防止対策実施状況調査（アンケート調査）を踏まえ、今後の取組みを検討するとともに、関係団体や保健所と連携して取り組む。

## 2 受動喫煙防止対策に係る各種調査

調査名	調査対象	調査機関	H27	H28	H29	備考
受動喫煙防止対策調査	市町村管理施設 (管理委託を含む)	市町村	○	○	○ 4月 3月	
	県管理施設 (管理委託を含む)	県	○	○		
	県内公立学校	県 教育庁	○	○		
県民の受動喫煙機会調査 (県政アンケート)	一般県民	県		○		H24 実施
喫煙率調査 (県民健康・栄養調査)	一般県民	県		○		H22 実施
受動喫煙防止対策実態調査 (アンケート調査)	飲食店、理容店、 美容店、宿泊施設、 遊技場施設、金融機関、 公衆浴場、 レジャー施設等	県			○ 7月 ～	

※上記以外の施設については、可能な限り現状を把握し、フォローアップを行う。